

住宅補修緊急支援事業の実施について

1 概要

台風第15号または第19号により被災し、一部損壊と判定された住家は、区内にも一定数存在するものの、その補修に対する支援がないことから、被災者の住宅の安全や生活の安定を支援するべく、区として、都の補助制度を活用した住宅補修緊急支援事業を実施する。

本事業では、上記二つの台風により被災した一部損壊住家の補修工事を行う場合に、補修工事費の一部を助成する。

2 対象となる住家および補修工事

対象住家：台風第15号または第19号により被害を受けた品川区内の住家のうち、り災証明により一部損壊と認定された住家（賃貸住宅、空き家、物置等は除く）

対象工事：災害救助法による応急修理と同等の工事内容

- ・集合住宅は専有部分を対象
- ・すでに補修工事が完了し施工業者に代金支払済の場合も対象

3 補助額

一部損壊住家1戸につき、以下の（1）または（2）のいずれか低い額（最低工事価格10万円）

- （1）対象となる補修工事費の2分の1
- （2）30万円

※区の助成金のうち、1戸につき2分の1または15万円までは都の補助金を充当

4 対象想定件数

100件（一部損壊認定件数：83件（12月27日時点））

5 申請期間

1月21日（火）～3月6日（金）

（申請期間までに工事を完了し実績報告書を区へ提出されたものに限る）

6 広報

- ・ 広報しながわ（1月21日号）および区ホームページで周知
- ・ り災証明取得者に制度案内を郵送